

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

規	則
北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成22年10月29日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第70号	

この規則は、公布の日から施行する。

1(1) 形質変更時要届出区域	釧路市西港1丁目98番10の一部(次の図のとおり)
(2) 特定有害物質の種類	鉛及びその化合物
2(1) 形質変更時要届出区域	小樽市手宮1丁目110番2の一部、110番3の一部及び110番9の一部(次の図のとおり)
(2) 特定有害物質の種類	鉛及びその化合物

（「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局環境推進課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第722号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域として指定する。

平成22年10月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指 定 番 号 第71号
(2) 指 定 の 区 域 上川郡新得町字新得西1線67番1の一部、67番4の一部及び67番6の一部
(3) 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第13条の2第3号イ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号
- 2(1) 指 定 番 号 第72号
(2) 指 定 の 区 域 江別市美原1515番1の一部
(3) 埋立地の区分 政令第13条の2第2号
- 3(1) 指 定 番 号 第73号
(2) 指 定 の 区 域 斜里郡斜里町字豊里32番6の一部
(3) 埋立地の区分 政令第13条の2第1号

北海道告示第723号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成23年准看護師試験を次のとおり実施する。

平成22年10月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 試験会場
- (1) 北海道第2水産ビル 札幌市中央区北3条西7丁目1番地
(2) 北海道渡島総合振興局合同庁舎 函館市美原1丁目6番16号
(3) 苫小牧市民会館 苫小牧市旭町3丁目2番2号
(4) 岩見沢市自治体ネットワークセンター 岩見沢市有明町南1番地20
(5) 旭川トーヨーホテル 旭川市7条通7丁目右1号
(6) 北海道オホーツク総合振興局保健環境部 北見地域保健室（北海道北見保健所） 北見市青葉町6番6号

- (7) 帯広市医師会館 帯広市東3条南11丁目2番地
(8) 釧路市生涯学習センター 釧路市幣舞町4番28号

- 2 試験の期日
平成23年2月15日（火）午後1時から午後3時30分まで（2時間30分）

- 3 試験科目
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

- 4 受験資格
- (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成23年3月31日までに修業見込みの者を含む。）
(2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成23年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）
(3) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成23年3月31日までに修業見込みの者を含む。）
(4) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成23年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）
(5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、知事が(1)若しくは(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

- 5 受験願書等の提出先及び提出期間
- (1) 提出先
ア 道内（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。）に住所地がある者については、最寄りの総合振興局又は振興局の保健環境部保健福祉室又は地域保健室
イ 札幌市、小樽市、函館市及び旭川市に住所地がある者については、その市の保健所
ウ 道外に住所地がある者については、北海道保健福祉部医療政策局地域医師確保推進室（郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話（直通）011-204-5251又は（代表）011-231-4111 内線 25-424）
(2) 提出期間 平成22年12月6日（月）から同月10日（金）まで（各提出先の就業時間中）とする。ただし、郵便による場合は、同月10日（金）までの通信日付印のあるものを有効とする。

- 6 提出書類
次に掲げる書類を添付した受験願書を提出すること。
- (1) 4の(1)から(4)までに該当する者にあつては、修業（見込）証明書又は卒業（見込）証明書 1通
(2) 4の(5)に該当する者にあつては、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護

師免許を得たことを証する書面

1 通

(3) 写真

提出前 6 か月以内に脱帽して正面から撮影した縦 6 センチメートル横 4 センチメートルの写真を受験願書の所定欄にはり付けること。

7 受験手数料

6,900円。
なお、受験手数料は北海道収入証紙を受験願書の所定欄にはり付け、出願者の印章又は署名により消印すること。ただし、道外の受験者で北海道収入証紙が入手できない場合は、定額小為替又は普通為替によることができる。

8 受験票の交付

受験願書を受理したときは、試験会場及び受験上の留意事項を記載した受験票を試験のおおむね 1 週間前までに出願者に送付する。

9 合格の発表

(1) 発 表 日 平成23年 3 月10日（木）
(2) 閲覧場所 北海道保健福祉部医療政策局地域医師確保推進室並びに各総合振興局及び振興局の保健環境部保健福祉室及び地域保健室

10 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。ただし、6 の(1)の書類として修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者は、平成23年 3 月 4 日（金）までに北海道保健福祉部医療政策局地域医師確保推進室へ修業証明書又は卒業証明書（以下「修業証明書等」という。）を提出すること。
なお、平成23年 3 月 4 日（金）までに修業証明書等を提出することができない者については、平成23年 3 月31日（木）午後 5 時30分までに北海道保健福祉部医療政策局地域医師確保推進室へ修業証明書等を提出すること。

11 試験結果の口頭開示

受験者本人から口頭による開示請求があった場合、次により試験結果を開示する。
(1) 開 示 す る 内 容 総合得点
(2) 開示を行う期間 平成23年 3 月10日（木）から 4 月 8 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
(3) 開示を行う場所 北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナー
(4) 口頭による開示請求に必要な書類
受験者本人であることを証明するもの（運転免許証、旅券等）を持参すること。
(5) 口頭による開示請求を行うことができる者は受験者本人に限る。

また、電話での口頭による開示請求は行うことができない。

12 その他
(1) 受験願書用紙は、北海道保健福祉部医療政策局地域医師確保推進室並びに道内の最寄りの各総合振興局及び振興局の保健環境部保健福祉室及び地域保健室において配布する。
(2) 受験願書用紙を郵送で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書」と朱書きして、120円分の郵便切手（1 部の場合）をはったあて先明記の返信用封筒（角 2 号）を同封の上、北海道保健福祉部医療政策局地域医師確保推進室又は道内の最寄りの総合振興局若しくは振興局の保健環境部保健福祉室若しくは地域保健室に請求すること。
(3) 視覚・聴覚・音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成22年11月30日（火）までに北海道保健福祉部医療政策局地域医師確保推進室まで申し出ること。
(4) 悪天候等による試験の開始時刻繰下げ等の連絡事項がある場合は、北海道保健福祉部医療政策局地域医師確保推進室のホームページ（アドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/index>）に掲載する。

北海道告示第724号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 3 項の規定により公告する。
平成22年10月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
今 金	地域水田農業支援緊急整備〔緊急整備型〕（暗きょ排水、客土）	平成21. 1. 9
同	同（区画整理）	同 20. 5. 7
同	同（畦畔改良）	同 19.12.17

北海道告示第725号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成22年10月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	落札に係る特定役務の名称及び数量
	漁業取締船北王丸上架修理工事 一式
2	落札を決定した日
	平成22年 9 月10日
3	落札者の氏名及び住所
(1)	氏 名 稚内港湾施設株式会社

- (2) 住 所 稚内市末広 1 丁目 1 番34号
- 4 落札金額
85,050,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成22年 7 月30日付け北海道告示第582号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
- (2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道告示第726号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成22年10月29日

- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 解除に係る保安林の所在場所 中川郡幕別町忠類幌内 9 の 2 （次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び幕別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第727号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成22年10月29日

- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 指定施業要件変更予定保安林 広尾郡大樹町・広尾町（以上 2 町について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 大樹町・広尾町（以上 2 町について次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第728号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成22年10月29日		北海道知事 高 橋 はるみ	
路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	
道道 般 法 華 港 線 北海道渡島総合振興局 函館建設管理部	函館市元村町91番 1 地先から同市元村町78番 1 地先まで	平成22.10.29	
道道 東大里瀬棚停車場線 北海道渡島総合振興局 函館建設管理部	久遠郡せたな町瀬棚区東大里317番地先から同郡せたな町瀬棚区東大里316番 1 地先まで	同 22.11. 1	
道道 東山富良野停車場線 北海道上川総合振興局 旭川建設管理部	富良野市字扇山595番 1 地先から同市字扇山 601番地先まで	同 22.11. 2	
道道 鷹栖東鷹栖比布線 北海道上川総合振興局 旭川建設管理部	上川郡鷹栖町7513番地先から旭川市東鷹栖11 線13号2520番18地先まで	同 22.11. 1	
道道 清 里 止 別 線 北海道オホーツク総合振興局 網走建設管理部	斜里郡清里町字神威904番 1 地先から同郡清 里町字神威843番15地先まで	同	

北海道告示第729号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第 2 項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成22年10月29日

北海道知事 高 橋 はるみ						(7) 滑り止め材砂箱用（3キログラム袋）	25,000キログラム		
1 道路の種類	道道					(8) 滑り止め材			
2 道路の路線名、縦覧場所及び区間						ア 砂 箱 用（3キログラム袋）	14,000キログラム		
路線名及び縦覧場所	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	イ 散 布 用（バラ及び1トンフレキシブルコンテナ）	43,000キログラム		
月形厚田線	石狩郡当別町字青山奥2641番19地	前	21.00mから	608.00m	――	2 落札を決定した日			
北海道空知総合振興局	先から同郡当別町字青山奥1294番		49.00mまで			平成22年10月15日			
札幌建設管理部	12地先まで	前	14.00mから	611.83m	――	3 落札者の氏名及び住所			
			66.00mまで			(1) 1の(1)、(2)、(4)、(5)及び(7)			
		前	16.00mから	615.00m	――	ア 氏 名	株式会社ゴードー		
			34.00mまで			イ 住 所	東京都中央区日本橋本石町4丁目4番20号		
		後	21.00mから	608.00m	――	(2) 1の(3)			
			49.00mまで			ア 氏 名	株式会社石狩環境メンテナンスセンター		
		後	14.00mから	611.83m	――	イ 住 所	石狩市新港中央1丁目200番地10		
			66.00mまで			(3) 1の(6)			
下居辺高島停車場線	河東郡士幌町字下居辺西2線130	前	6.50mから	121.50m	道道本別士幌線 重複 L=125.10m	ア 氏 名	北央道路工業株式会社		
北海道十勝総合振興局	番2地先（道道本別士幌線交点）		43.50mまで			イ 住 所	札幌市東区北8条東1丁目1番35号		
帯広建設管理部	から同郡士幌町字下居辺西2線 130番46地先まで	後	21.50mから	69.40m	道道本別士幌線 重複 L=11.00m	(4) 1の(8)			
			50.70mまで			ア 氏 名	株式会社エルフォート		
総合振興局告示及び 振興局告示						イ 住 所	札幌市中央区北2条東12丁目98番地12		
						4 落札金額			
北海道空知総合振興局告示第96号						(1) 32円			
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。						(2) 50円			
平成22年10月29日						(3) 16.8円			
北海道空知総合振興局長 羽 貝 敏 彦						(4) 25円			
1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量（1キログラム当たりの単価）						(5)ア 27円			
(1) 液状凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）					915,340キログラム	イ 9.3円			
(2) 粒状凍結防止剤（塩化カルシウム）					172,000キログラム	(6) 8.8円			
(3) 粒状凍結防止剤（混合塩化物）					2,350,000キログラム	(7) 25円			
(4) 滑り止め材砂箱用（3キログラム袋）					16,000キログラム	(8)ア 25円			
(5) 滑り止め材						イ 8.5円			
ア 砂 箱 用（3キログラム袋）					11,022キログラム	5 契約の相手方を決定した手続			
イ 散 布 用（バラ及び1トンフレキシブルコンテナ）					959,000キログラム	一般競争入札			
(6) 滑り止め材						6 一般競争入札の公告			
散 布 用（バラ及び1トンフレキシブルコンテナ）					550,000キログラム	平成22年9月3日付け北海道空知総合振興局告示第59号			
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地									

(1) 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道渡島総合振興局告示第57号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成22年10月29日 北海道渡島総合振興局長 寺 山 朗 1 落札に係る物品等の名称及び数量 除雪トラック（7 t）2台 （除雪グレーダ（3.7m級）1台及び除雪トラック（7 tタンク）1台と交換） 2 落札を決定した日 平成22年10月20日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 UDトラックス北海道株式会社 (2) 住 所 札幌市厚別区厚別中央2条2丁目1番1号 4 落札金額 58,157,400円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成22年9月10日付け北海道渡島総合振興局告示第46号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号	(2) 住 所 札幌市手稲区稲穂3条6丁目4番38号 4 落札金額 31,059,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成22年9月7日付け北海道十勝総合振興局告示第47号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地																								
北海道十勝総合振興局告示第58号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成22年10月29日 北海道十勝総合振興局長 竹 林 孝 1 落札に係る物品等の名称及び数量 凍結防止剤散布車（自走4輪駆動・湿式4.0㎡級・溶液供給装置付） 1台 2 落札を決定した日 平成22年10月18日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社日本除雪機製作所	道教育庁石狩教育局告示 北海道教育庁石狩教育局告示第39号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成22年10月29日 北海道教育庁石狩教育局長 伊 藤 文 明 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 <table><tr><td>ア 灯油（A地区）</td><td>46,300 ℓ</td></tr><tr><td>イ 灯油（B地区）</td><td>61,900 ℓ</td></tr><tr><td>ウ 灯油（C地区）</td><td>62,200 ℓ</td></tr><tr><td>エ 灯油（D地区）</td><td>52,700 ℓ</td></tr><tr><td>オ 灯油（E地区）</td><td>52,800 ℓ</td></tr><tr><td>カ 灯油（F地区）</td><td>42,400 ℓ</td></tr><tr><td>キ 灯油（G地区）</td><td>93,400 ℓ</td></tr><tr><td>ク 灯油（H地区）</td><td>62,400 ℓ</td></tr><tr><td>ケ 灯油（I地区）</td><td>48,900 ℓ</td></tr><tr><td>コ 灯油（J地区）</td><td>26,900 ℓ</td></tr><tr><td>サ 灯油（K地区）</td><td>23,800 ℓ</td></tr><tr><td>シ 灯油（L地区）</td><td>25,200 ℓ</td></tr></table> アからシまでの入札については、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。	ア 灯油（A地区）	46,300 ℓ	イ 灯油（B地区）	61,900 ℓ	ウ 灯油（C地区）	62,200 ℓ	エ 灯油（D地区）	52,700 ℓ	オ 灯油（E地区）	52,800 ℓ	カ 灯油（F地区）	42,400 ℓ	キ 灯油（G地区）	93,400 ℓ	ク 灯油（H地区）	62,400 ℓ	ケ 灯油（I地区）	48,900 ℓ	コ 灯油（J地区）	26,900 ℓ	サ 灯油（K地区）	23,800 ℓ	シ 灯油（L地区）	25,200 ℓ
ア 灯油（A地区）	46,300 ℓ																								
イ 灯油（B地区）	61,900 ℓ																								
ウ 灯油（C地区）	62,200 ℓ																								
エ 灯油（D地区）	52,700 ℓ																								
オ 灯油（E地区）	52,800 ℓ																								
カ 灯油（F地区）	42,400 ℓ																								
キ 灯油（G地区）	93,400 ℓ																								
ク 灯油（H地区）	62,400 ℓ																								
ケ 灯油（I地区）	48,900 ℓ																								
コ 灯油（J地区）	26,900 ℓ																								
サ 灯油（K地区）	23,800 ℓ																								
シ 灯油（L地区）	25,200 ℓ																								

- (3) 契 約 期 間 契約締結の日から平成23年 5 月31日まで
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成21年北海道告示第 8 号又は平成22年北海道告示第23号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第 1 項に定める石油販売業の届出をしている者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成22年11月 1 日（月）から同月30日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－8549 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館 4 階北海道石狩振興局大会議室（送付による場合は、郵便番号 060－8549 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入 札 執 行 日 時 平成22年12月10日（金）午前 9 時30分（送付による場合は、同月 9 日（木）午後 5 時までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の 1 の(1)による。

- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4 に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送により交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- また、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/index>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の 2 の(2)のウ及び 3 の(1)による。
- 9 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 060－8549 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
電話番号 011－204－5872
- 10 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
- | | | |
|---|---------------------------|---------------|
| a | Kerosene (JIS class No 1) | 46,300 liters |
| b | Kerosene (JIS class No 1) | 61,900 liters |
| c | Kerosene (JIS class No 1) | 62,200 liters |
| d | Kerosene (JIS class No 1) | 52,700 liters |
| e | Kerosene (JIS class No 1) | 52,800 liters |
| f | Kerosene (JIS class No 1) | 42,400 liters |
| g | Kerosene (JIS class No 1) | 93,400 liters |
| h | Kerosene (JIS class No 1) | 62,400 liters |
| i | Kerosene (JIS class No 1) | 48,900 liters |
| j | Kerosene (JIS class No 1) | 26,900 liters |
| k | Kerosene (JIS class No 1) | 23,800 liters |
| l | Kerosene (JIS class No 1) | 25,200 liters |
- B Bid tendering date and time : 9 : 30 A.M., December 10, 2010
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., December 9, 2010)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nishi 7-chome, Kita 3-jo, Chuo-Ku, Sapporo 060-8549 Japan
Phone : 011-204-5872

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第375号
安全運転管理者等講習実施規程等の一部を改正する規程を次のように定める。
平成22年10月29日

北海道警察本部長 殿 川 一 郎

安全運転管理者等講習実施規程等の一部を改正する規程
(安全運転管理者等講習実施規程の一部改正)

第1条 安全運転管理者等講習実施規程（平成5年北海道警察本部告示第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「規則第44条第3項の規定により委託書の交付」を「講習の実施の委託」に改める。

第8条第1項中「受託者が選任する」を削り、「毎年3月20日までに翌年度」を「委託契約締結後速やかに、年間」に改め、同条第2項中「3か月」を「1月」に改める。

第16条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第2項ただし書を削る。
別記第9号様式を削る。

(停止処分者講習実施規程の一部改正)

第2条 停止処分者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第88号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「規則第44条第3項の委託書の交付」を「講習の実施の委託」に改める。
第12条第1項中「受託者が選任する」を削り、「年度内」を「委託契約締結後速やかに、

「毎年度」に改め、「毎年度3月20日までに翌年度の講習計画について」及び「北海道警察本部長又は方面本部長の」を削り、同条第2項中「1か月」を「1月」に改める。

第13条第1項中「停止処分者講習申請書」を「停止処分者講習申出書」に改め、同条第4項中「受講者名簿」を「停止処分者講習受講者名簿」に改める。

第14条中「受講者名簿」を「停止処分者講習受講者名簿」に改める。

第15条第1項及び第17条第2号中「講習指導員」を「指導員」に改める。

第18条第1項中「及び当該方面本部長に」を「に（札幌方面以外の方面の警察署長にあっては、当該方面本部長に）」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「及び方面本部長」を削り、同項第1号中「停止処分者講習結果報告書」を「停止処分者講習実施結果

報告書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 管理者は、日ごとの講習の実施結果を停止処分者講習日別結果報告書（別記様式第6号の2）により、速やかに交通部長に（札幌方面以外の方面の講習会場で実施した講習の結果については、当該方面本部長に。次項において同じ。）報告しなければならない。

第19条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第2項ただし書を削る。

別記様式第5号中「受講者名簿」を「停止処分者講習受講者名簿」に改める。

別記様式第6号の次に次の1様式を加える。

別記様式第6号の2（第18条関係）

停止処分者講習日別結果報告書

年 月 日

公安委員会 殿

受託者（管理者）

印

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第4章による停止処分者講習を次のとおり実施したので報告します。

	講習会場名 ()
--	-----------

講習日	講習区分	受講人員	講習指導員	担当内容	備考
月	短期講習	人			
	中期講習	人			

日					
	長期講習	人			

注1 担当内容欄には、指導員が実施した講習内容を簡記すること。

2 停止処分者講習受講者名簿の写しを添付し報告すること。

3 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第7号中「停止処分者講習結果報告書」を「停止処分者講習実施結果報告書」に改める。

別記様式第15号を削る。

(免許取得時講習実施規程の一部改正)

第3条 免許取得時講習実施規程（平成19年北海道警察本部告示第69号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第5号中「使用する車両は」を「講習には」に、「普通乗用自動車」を「普通車の乗用車（特定後写鏡条件が付される者に対する講習にあっては、併せて車室内において特定後写鏡を使用するもの）」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 聴覚障害者で、運転できる自動車等の種類を専ら人を運搬する構造の普通自動車（以下「普通車の乗用車」という。）に限定し、かつ、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第23条第1項の表聴力の項第2号に規定する特定後写鏡（以下単に「特定後写鏡」という。）を車室内において使用すべきこととする条件（以下「特定後写鏡条件」という。）が付されるものに対する講習方法は、次のとおりとする。

ア 危険を予測した運転（実技）については、単独講習を実施するものとする。

イ 危険予測ディスカッション（討議）については、指導員1名による個別の対話形式により行うものとする。この場合において、特定後写鏡条件が付される複数の者に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、指導員1名に対し3名以内の複数の受講者を同時に指導することができるものとする。

ウ 危険を予測した運転（実技）において実施する一部の講習を除き、補聴器を使用することができるものとする。

第4条第3項第5号中「（昭和35年総理府令第60号）」を削り、「0.100リットル」を「0.090リットル」に改め、同条第7項第3号中「「自動二輪車の二人乗り～安全な乗り方～」（警察庁交通局監修）又はこれと同等以上の」を「二人乗りに関する法規制の内容及び二人乗りの運転特性に係る知識等を内容とした」に改め、同項第4号中「「身体障害者等交通弱者への対応」（警察庁交通局監修）又はこれと同等以上の」を「身体障害者、子ども、高齢者等交通弱者の行動特性を理解した運転行動と対応等を内容とした」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 応急救護処置講習に使用する教本は、第一種免許に係る講習にあっては、運転者が交通事故による負傷者を救護するために必要な知識のほか、心肺蘇生、自動体外式除細動器（AED）の使用、止血等の救護処置の具体的な方法について、分かりやすくまとめたもの、第二種免許に係る講習にあっては、旅客自動車の運転者が交通事故による負傷者を救護するために必要な知識のほか、心肺蘇生、自動体外式除細動器（AED）の使用、止血、固定、包帯の使用等の救護措置の具体的な方法について、分かりやすくまとめたものとする。

第6条第1項中「規則第44条第3項の規定により委託書の交付」を「講習の実施の委託」に改める。

第7条第1項中「より」の次に「、委託契約締結後速やかに、」を加え、「毎年度2月末日までに翌年度の講習計画について」を削る。

別表第1の2の表危険を予測した運転の部実技の項講習内容の欄を次のように改める。

危険場面を含む路上の実車走行により、危険予測能力を養わせる。

特定後写鏡条件が付される者に対しては、路上における実車走行を実施する前に、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。

別表第1の2の表危険を予測した運転の部討議の項講習内容の欄を次のように改める。

実車走行を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。

特定後写鏡条件が付される者に対しては、上記に加えて、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識を習得させる。

別表第1の5の表中

オ 負傷者の観察
(呼吸)

気道確保しながら、胸の動き、呼気及び呼吸音から判断することを強調する。

を

オ 負傷者の観察
(呼吸)

気道確保しながら、胸の動き、呼気及び呼吸音から判断することを強調する。

なお、特定後写鏡条件が付される者に対しては、胸の動きを目で観察させるとともに、頬で呼気を感じるかを体験させること。

に改める。

別表第3の1及び2の表を次のように改める。

1 危険を予測した運転（実技）

講習細目	指導要領
(1) 危険要因のとらえ方	交差点、カーブでの走行や駐車車両の側方通過等の危険場面を含む路上を走行させ、素早く危険場面をとらえる訓練をさせる。
(2) 起こり得る危険の予	とらえた危険場面ごとに、危険を予測するための着眼

測

点について指導し、顕在的及び潜在的危険を予測させる。受講者がどのような予測をしているか質問するなどして、その理解度を把握するように心掛ける。

(3) より危険の少ない運転行動の選び方

危険が発生しても安全に対応できる速度、走行位置、安全空間等を前もって選べる。

複数の受講者を乗車させている場合は、運転者以外の受講者に観察表に記載させるなどして、引き続き行われる「危険予測ディスカッション（討議）」で効果的な討議が行えるよう準備させるとともに、情報のとらえ方や危険場面での対応の仕方について自分の運転と比較させて、よい部分を吸収させる。

備考

特定後写鏡条件が付される者に対しては、上記の指導を行う前に、コースにおける実車走行により、次の要領により指導を行う。この場合において、イの事項による外輪差の体感及びウの事項による警音器の吹鳴の指導を実施するときは、補聴器を使用させないこととする。

ア 緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知し、対応するために必要な技能について、教習車両のリアトランクに赤色回転灯を設置するなどして行う。

イ 狭い道路から広い道路に前進若しくは後退し、又は道路外から道路に前進若しくは後退するときにおける危険を予測した運転に必要な技能について、他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、降車して確認を行わせる。

また、後退時にパイロンに接触させるなどして、外輪差を体感させる。

ウ 「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識が設置されている道路を通行するときにおける危険を予測した運転に必要な技能について、対向車を模したパイロン等をカーブ部分に、これを確認しにくくする遮へい物をカーブ部分の内側に接するようにそれぞれ設置して、警音器を適切に吹鳴させるとともに、危険を回避する方法をとらせる。

2 危険予測ディスカッション（討議）

講習細目	指導要領
(1) 危険予測の重要性	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げて、危険予測の意義及び重要性について説明する。
(2) 走行中の危険場面	「危険を予測した運転（実技）」で実施した走行中の場面を素材にして、受講者に危険場面を抽出させる。その際、できるだけ受講者相互の討議の中から引き出させてから、不足している内容について指導員が補足説明するよう心掛けること。

月	社会参加活動を含む講習	人			
日	社会参加活動を含まない講習	人			

注1 担当内容欄には、指導員が実施した講習内容を簡記すること。
2 違反者講習受講者名簿の写しを添付し報告すること。
3 規格は、A列4番縦長とする。
別記様式第20号を削る。
（特定任意講習実施規程の一部改正）

第8条 特定任意講習実施規程（平成6年北海道警察本部告示第46号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「講習会場」を「講習の実施の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、講習会場」に改める。

第7条第1項中「受託者が選任する」を削り、「より」の次に「、委託契約締結後速やかに、」を加え、「毎年度3月20日までに翌年度の講習計画について」を削る。

第13条第2項ただし書を削る。
（特定任意高齢者講習等実施規程の一部改正）

第9条 特定任意高齢者講習等実施規程（平成14年北海道警察本部告示第99号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「規則第44条第3項の委託書の交付」を「講習の実施の委託」に改める。

第10条第1項中「の管理者」を「に規定する管理者」に、「より年度」を「より、委託契約締結後速やかに、年間」に改め、「毎年度2月末日までに翌年度の講習計画について」を削り、「より北海道警察本部長又は方面本部長（以下「本部長」という。）の」を

「よる」に改める。

第18条第2項中「本部長に」を「交通部長に（札幌方面以外の方面の講習会場で実施した講習の結果については、当該方面本部長に。第30条第2項において同じ。）」に改める。

第23条第1項中「より年度」を「より、委託契約締結後速やかに、年間」に改め、「毎年度2月末日までに翌年度の講習計画について」を削り、「より本部長の」を「よる」に改める。

第30条第2項中「本部長」を「交通部長」に改める。
（夏期冬道安全運転講習実施規程の一部改正）

第10条 夏期冬道安全運転講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「各講習会場」を「講習の実施の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、各講習会場」に改める。

第10条第1項中「受託者の」を削り、「より」の次に「、委託契約締結後速やかに、年間の」を加え、「毎年度おおむね3月20日までに」を削る。

第15条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第2項ただし書を削る。

別記第8号様式を削り、別記第9号様式を別記第8号様式とする。

附 則
この規程は、平成22年10月29日から施行する。

北海道警察本部告示第376号
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。
平成22年10月29日

北海道警察本部長 殿 川 一 郎

- 資格及び調達をする特定役務の種類
平成22年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は(3)に定めるものとする。
(1) 契 約 平成22年10月29日に一般競争入札の公告を行う行政情報ネットワークシステム通信回線サービス
(2) 資 格 行政情報ネットワークシステム通信回線サービスに関する資格（以下「資格」という。）
(3) 特 定 役 務 の 種 類 行政情報ネットワークシステム通信回線サービス

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

- (1) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の規定による事業の登録を受け、電気通信事業者登録簿に登録されている事業者又は同法第16条第1項の規定による届出をしている事業者であること。
- (2) 当該調達特定役務に関し、要求仕様書に記載するサービスの提供が可能であることを示した者であること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成22年10月29日（金）から同年11月12日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

- 4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

北海道警察本部告示第377号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年10月29日

北海道警察本部長 殿 川 一 郎

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
行政情報ネットワークシステム通信回線サービス（1月当たりの単価） 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契 約 期 間 平成23年3月25日から平成29年3月24日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成22年北海道警察本部告示第376号に規定する行政情報ネットワークシステム通信回

線サービスに関する資格を有すること。

- 3 契約条項を示す場所 北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）
- (2) 入 札 日 時 平成22年12月9日 午後1時30分（送付による場合は、同月8日午後5時までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、入札説明書については、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

8 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2238

9 Summary

A The nature and quantity of products to be procured:

Improvement of Tele-Communication line for Hokkaido Police Information Management system 1 set

B Bid tendering time and date : 1 : 30 P.M., December 9, 2010 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., December 8, 2010) C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan Phone : 011-251-0110 Extension 2238	ア 申 請 の 時 期 平成22年10月29日から11月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085－8511 釧路市黒金町10丁目 5 北海道警察釧路方面本部会計課
道警察釧路方面本部告示	
北海道警察釧路方面本部告示第148号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成22年10月29日 北海道警察釧路方面本部長 野 田 敏 夫 1 入札に付する事項 (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 警備艇くしろ機関部定期検査整備 一式 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 履 行 期 間 契約締結日の翌日から平成23年3月15日まで (4) 履 行 場 所 契約担当者等が指定する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成21年北海道告示第8号又は平成22年北海道告示第23号に規定する物品の購入（産業用機械器具類の機械修繕に限る。）又は船舶の建造若しくは修理のいずれかの資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 「MAN D2842 LE406型」の分解検査及び修理について、当該内燃機関の製造業者と業務提携していること。 (4) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。	
(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道警察釧路方面本部会計課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 釧路市黒金町10丁目 5 北海道警察釧路方面本部2階大会議室（送付による場合は、郵便番号 085－8511 釧路市黒金町10丁目 5 北海道警察釧路方面本部会計課） (2) 入 札 日 時 平成22年12月20日 午後2時（送付による場合は、同月19日までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙の入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量140グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。 9 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(12)及び(13)によるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察釧路方面本部会計課 (2) 所 在 地 郵便番号 085－8511 釧路市黒金町10丁目 5 電話番号 0154－25－0110 内線 2244	

10 Summary

A The nature of the services to be procured :

Patrol Boat KUSHIRO (Model MAN D 2842 LE 406) engine inspection and repair services

B Bid tendering time and date : 2 : 00 P.M., December 20, 2010

(If mailed, bids must arrive no later than December 19, 2010)

C Contact : Finance Division, Hokkaido Kushiro Area Police Headquarters, 10-5,

Kurogane-cho, Kushiro 085-8511 Japan

Phone : 0154-25-0110 Extension 2244
